

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療に係る費用

疾患別リハビリテーションの実施回数が月に 13 単位を超えた場合、保険対象外となります。保険対象外となった場合、選定療養費として 1 単位当たり下記の金額をご請求いたします。

令和元年 10 月 1 日現在

診 療 の 名 称	金 額
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	2,200 円（税込）
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）	1,606 円（税込）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	2,035 円（税込）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	1,925 円（税込）

国保野上厚生総合病院